

発議第 1 号

令和 4 年度の米政策に関する意見書の提出について

このことについて、地方自治法第 99 条の規定により、裏面のとおり関係行政
庁に提出するものとする。

令和 4 年 1 月 25 日 提出

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 江差町議会議員 | 室 井 正 行 |
| 〃 | 〃 | 塚 本 眞 |
| 〃 | 〃 | 小 野 寺 眞 |
| 〃 | 〃 | 小 林 くにこ |
| 賛成者 | 江差町議会議員 | 萩 原 徹 |
| 〃 | 〃 | 薄 木 晴 午 |
| 〃 | 〃 | 飯 田 隆 一 |
| 〃 | 〃 | 小 梅 洋 子 |
| 〃 | 〃 | 西 海 谷 望 |
| 〃 | 〃 | 出 崎 太 郎 |
| 〃 | 〃 | 大 門 和 幸 |

【提出先】内閣総理大臣、農林水産大臣

令和4年度の米政策に関する意見書

現在、令和4年度農林水産予算に係る米政策については、主食用米の需給安定に向け、相当程度の作付転換が予定されております。

しかし、今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しによって、生産者の中長期的な営農計画や地域の生産基盤が大きな影響を受けることが懸念されます。

つきましては、地域農業振興や生産現場の意見も踏まえた運用となるよう、下記の通り要請致しますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

政府においては、現在、令和4年度農林水産予算編成に伴い、水田活用の直接支払交付金を含む米政策の見直しを行っております。

北海道の各地域は昭和40年代から主食用米の生産調整に自ら取り組み、その地域の特色や気候に合った作物を選択し作付転換を行い、主食用米の需給安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めて参りました。

今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しは、主食用米の需給のみならず、飼料用米や小麦、大豆、牧草等といった転換作物の需給にも影響を及ぼし、営農計画や地域農業振興計画の大きな変更も迫られるなど、水田・酪畜経営へ及ぼす影響は計り知れないだけでなく、このことにより、離農が増加し農家戸数の減少、地域の崩壊に繋がりがねません。

また、交付金の対象とならない水田が発生することにより、今後の農地集積が進まず、耕作放棄地の増大に繋がり、安定的な食料供給をも脅かしかねません。

よって、今後の水田活用の直接支払交付金の詳細なルールの設定にあたっては、生産現場の意見にも配慮し十分にかつ慎重な検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出いたします。

令和4年1月25日

江差町議会議長 打越 東亜夫